

## 理由

関税率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、少額輸入貨物に対する簡易税率を適用しない貨物への精製塩の追加、加工又は組立てのために輸出された貨物を原材料とした製品の減税制度の対象となる輸出原材料の追加指定等を行うほか、新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定における関税についての便益の適用を受けるために必要な原産地証明書等に係る所要の規定の整備を行うとともに、石油化学製品の製造用揮発油等に係る還付率の改定、関税割当制度の適用物品について関税割当数量の改定その他所要の改正を行う必要があるからである。